

令和元年度（平成31年度）教育委員会定例会会議録

【日時】 令和元年5月28日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時23分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総合教育センター所長事務取扱 小松 典子

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 水澤 邦紀

職員部長 石渡 一城

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

指導課担当課長 濱野 雄功

総務部指導主事 北所 邦美

指導課担当課長 武田 充功

庶務課経理係長 大島 崇

教育環境整備推進室担当課長 新田 憲

教育環境整備推進室課長補佐 柴原 悟

健康給食推進室担当課長 若尾 弘

健康給食推進室担当係長 高山 省吾

指導課担当課長 猫橋 則文

指導課指導主事 吉澤 晋

生涯学習推進課長 大島 直樹

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 岩切 貴乃

委員 小原 良

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時から16時までといたします。

3 傍聴（傍聴者 2名）

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして、傍聴を許可します。

【小田嶋教育長】

また、報道機関より撮影などの申し出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただいまから、議事事項に入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報道機関に限り、ただいまから議事事項に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、会議中の撮影などの許可をいたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No.3は特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、紛争に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、報告事項No.4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれおり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、報告事項No.5、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号及び議案第15号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第13号、議案第14号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.5、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号及び議案第15号につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、議案第13号、議案第14号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

議案第13号及び議案第14号については、人事に関する案件のため、会議録は非公開とさせていただきます。
なお、当日の冒頭の教育長の宣言と異なる会議録の取扱いをすることについては、令和元年9月27日の定例会において、教育委員の了承を得ております。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。岩切委員と小原委員にお願いいたします。

6 情報提供

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.1に入る前に、本日朝の登戸の事件について、情報提供をさせていただきます。

今朝方の登戸での事件についてですが、情報提供させていただきますが、犯人が死亡しており、動機や背景など詳細が不明で、不確かな情報での意見交換は控えたいと思っておりますので、この場では今までのところでわかっている内容について、情報提供をさせていただきます。

発生日時は本日7時41分。場所は多摩区登戸駅付近で、その場所は登戸小学校の学区になっております。

小学生らが登校するところを犯人の男に刃物で襲われたものでございますが、学校教育部が近隣の小中学校の児童生徒の安否確認を行ったところ、全員が無事であることを確認しております。

被害者は19名で、小学生が16名、大人が3名。子ども1人、大人1人、2人の死亡が確認されているということです。

川崎市立学校の児童生徒は含まれていませんが、非常に不安を感じている子どもたち、また保護者の方もいらっしゃると思いますので、本日の下校時の見守り、パトロール、また明日以降の登下校時の見守りにおきましても、学校、保護者、地域が連携して行っていただくよう依頼をしております。

また、大変不安を感じていらっしゃる子どもや保護者のケアにつきましても、今後その体制について、スクールカウンセラーの対応等も準備していきたいと考えております。

また、通学時の安全という課題につきましては、交通事故、ブロック塀の危険、不審者の対応、そしてまたこのような通り魔的な事件等、いろいろ危険な状況が生じる可能性があります。今後どのような対策がさらに考えられるのか、検討していく必要があると考えております。

また、いろいろ事実関係、詳細が明らかになりましたら、また御報告して御討議いただければと思います。

報告は以上でございます。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

それでは、次に報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、私、榎本のほうから報告事項No. 1 について御説明いたしますので、報告事項No. 1 についての資料をお手元でお開きいただきたいと思います。と存じます。

御報告申し上げます。死亡叙位・叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位を受けられた方が1名いらっしゃいまして、その受章者氏名につきましては、お手元の資料記載のとおりとなっております。

はじめに、死亡叙位・叙勲についてでございますが、山崎定男先生におかれましては、昭和34年に本市において教職の道を歩み始められ、平成8年に川崎市立百合丘小学校長として退職されるまでの37年余りの間、本市の学校教育の充実と発展に御尽力をいただきました。造形活

動や、さまざまな体験活動を通じて子どもたちの自主性、創造性を育て、個性を大切にする教育を推進して、新しい学校づくりに御貢献をいただきました。

続きまして、佐藤明先生におかれましては、昭和31年に本市において教職の道を歩み始められ、平成6年に川崎市立生田中学校長として退職されるまで、38年余りの間、川崎市の教育の発展に御尽力をいただきました。美術科教育の指導助言者として教職員の意識改革に力を尽くされ、また、指導主事として本市全体の教育の活性化を推進し、学校教育の充実と発展に寄与いただいたところでございます。

次に、死亡叙位についてでございますが、大津光雄先生におかれましては、昭和25年に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立長沢小学校長として退職されるまで、40年にわたって学校教育の発展に御尽力をいただきました。地域の特性や資源を生かした教育活動を実践し、郷土資料を活用した教材の開発など、地域に根差した学校づくりを推進され、本市の教育の充実と発展に力を尽くされました。

報告事項No.1については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

では、ただいまの件につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、報告事項No.1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項報告事項 No.1 は承認といたします。

報告事項 No. 2 令和2年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 令和2年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」の説明を指導課担当課長、お願いいたします。

【濱野指導課担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、「報告事項No.2 令和2年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」をごらんください。

説明に当たりましては、主な項目を中心に進めさせていただきますことを御了承ください。

まず1「募集定員」をごらんください。募集定員につきましては120名、3学級分といたし

ます。

次に2の「志願資格」をごらんください。志願資格を有する者は、本人及びその保護者がともに川崎市内に住所を有している者といたします。

ただし、現在市外に居住していても、4月1日までに川崎市内に転居を予定している者につきましては、教育長の承認を得ることで志願が可能となります。

次に、3番「志願手続」をごらんください。(1)志願の範囲については、公平性の観点から、他の公立中高一貫教育校との併願は認めないことといたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。4の「検査方法」についてでございます。検査は、作文を含む適性検査及び面接による検査を行います。

また、4(2)、(3)にございますとおり、海外からの移住者等を保護者とする志願者や、障害等のある志願者につきましては、あらかじめ必要な手続を行っていただき、教育長の承認を受け、適切な配慮を講ずることといたします。

次に、6(1)「合否決定」についてでございますが、検査の結果と小学校が作成する調査書による総合的な選考により、上位120名を合格者と決定いたします。

次に、8の「入学手続」の(3)についてでございますが、入学者に欠員が生じた場合には、当初の合格者の次の順位の者から順に、学校長が速やかに当該者の入学の意思を確認し、繰り上げ合格者を決定いたします。

説明は以上でございますが、県内にあります神奈川県立及び横浜市立の中高一貫校におきましても、本市と同じように2月3日に「検査」を実施することを補足いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの件につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

【岩切委員】

一つ質問よろしいですか。検査方法のところで、先ほど障害者の方もというようなお話があったんですけど、現在そういう方がいらっしゃるか教えていただけますか。

【濱野指導課担当課長】

今回、この2月のときには、2番、3番ということで海外からの方でルビふりをされた方、あと拡大の問題、解答用紙を使われた方。

【岩切委員】

視覚に障害があった方ということですか。

【濱野指導課担当課長】

そうですね。あと、これはちょっと違うんですけど、試験直前に足を怪我して車椅子だったお子さんに関しましては、1階の別の部屋で車椅子が入れるような机を準備したというのが、今回ございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

去年と何か変わったこととかあるんですか。

【濱野指導課担当課長】

特に変更点は、日程だけです。

【小田嶋教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

1 ページの志願の範囲で、(1) のところで、ほかの公立の中学校や中高一貫に、どっちにも申し込みを出すのはだめですよということを言っている文章ということですよ。物理的に、同じ日程だとどっちかにしか受けられないわけですけど、それでも、申し込む段階からどちらを受けるかをちゃんと決めてくださいという規定ということですよ。

【濱野指導課担当課長】

そうです。

【高橋委員】

これ、何かちなみに意味はあるんですか。どっちに受けるか決めてから出してくださいって、この規定をわざわざ盛り込む何か意味、弊害みたいなものがもしあれば、教えていただきたいなと思います。

【濱野指導課担当課長】

例えば両方に出願しておいて、試験の日ぎりぎりまで。実は先ほど同じ日程と言ったのは、県内の神奈川県立と横浜市立と川崎市立は一緒なんですけれども、千葉や埼玉は日がずれていますので、そういったものを含めてということで、被らないようにということになっております。

【高橋委員】

それは公平性。

【濱野指導課担当課長】

公立の併願をしないということで。

【高橋委員】

それはどこの学校さんも、どこの県も大体同じような形で。

【濱野指導課担当課長】

高校とかもそういうふうなルールになっていますので、私立の併願はありますけれども、公立同士の併願はしないということになっていますので、それに準じております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

どうぞ、小原委員。

【小原委員】

毎度お聞きするんですけど、募集定員が3学級ということなんですけれども、4学級にする方向は考えていないんですか。

【濱野指導課担当課長】

中学校の教室のほうは3学級分ということもありまして、現時点では、それは考えておりません。

【小原委員】

高校から1学級、普通に入ってくるということですよ。

【濱野指導課担当課長】

そちらに関してはちょっと検討の余地があるということなんですけれども。

【小原委員】

中学校を附属で上がっていく子と高校から入る子とで、かなり違いがあるのかなとは思っているんですけど、それであれば、最初から4学級のほうがいいのかという気はしているんですけど。

なかなかその方向性は変わることは難しいかもしれないんですけど。

わかりました。ことしは3学級ということで。

【濱野指導課担当課長】

よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか、ほかには。

それでは、報告事項No.2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、報告事項No.2は承認いたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 就学通知処分取消等請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項 No.3は承認された。

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、榎本庶務課長が説明した。

報告事項 No.4は承認された。

報告事項 No. 5 平成30年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No.5は、令和元年第3回市議会定例会に報告するものでございます。

それでは、「報告事項No.5 平成30年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは御報告いたします。報告事項No.5の資料をお開きいただきたいと思います。

「報告事項No.5 平成30年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告」につきまして、御説明いたします。

平成30年度川崎市一般会計補正予算におきまして計上いたしました繰越明許費につきましては、繰越額が確定いたしましたので、来月10日から始まります令和元年第3回市議会定例会に報告をするものでございます。

それでは、教育費関係の内容につきまして御説明申し上げますので、資料の6ページをお開き

願います。

13款、一番下のほうでございますが、教育費でございますが、はじめに6項社会教育費の橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業につきましては、橘樹官衙遺跡群の土地購入が平成31年4月以降となりますことから、3,793万円を繰り越すものでございます。

次に、8項教育施設整備費の義務教育施設整備事業につきましては、国の補正予算等による国庫補助の認承増があり、平成30年度補正予算に前倒し計上したものや、入札不調やアスベスト含有仕上げ塗材対応等により、工期がおくれることとなったものにつきまして、実施は平成31年4月以降となりますことから、92億9,664万2,000円を繰り越すものでございます。

報告事項No.5の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

それでは、何か御質問等ございますか。

よろしいですかね。

それでは、報告事項No.5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、報告事項No.5は承認いたします。

9 議事事項 I

議案第8号 黒川地区小中学校新設事業の契約変更について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

なお、議案第8号から議案第12号及び議案第15号は、令和元年第3回市議会定例会に議案として上程するものでございます。

それでは、「議案第8号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【新田教育環境整備推進室担当課長】

では、議案第8号「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」、御説明いたします。

本件は、令和元年第3回市議会定例会に議案として上程するものでございます。

お手元のA3版資料の「黒川地区小中学校新設事業（はるひ野小中学校PFI事業）契約の変更内容について」をごらんください。

本件「黒川地区小中学校新設事業」は、民間事業者が有するノウハウや資金等の活用により、効率的なサービスの向上を図るとともに、公共支出の削減を目的としたPFI事業手法を用いて、

麻生区のはるひ野小・中学校の校舎、体育館等、学校施設の設計、施行から完成後の維持管理、給食運營業務等も含め実施する事業でございます。

資料左側、上段をごらんください。本事業は、平成18年に本事業を目的として設立されました、「はるひ野コミュニティサービス株式会社」との平成18年8月31日から平成35年3月31日までの16年7カ月間のPFI事業契約により運営されております。

この事業契約の締結に当たりましては「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法の第12条及び同法律施行令第3条により議決事項とされており、契約の変更についても同様に解されているところでございます。

次に、この事業契約に基づく事業者の債務の履行に対し本市が支払う対価を「サービス料」と称しており、左側下段の表にございますとおり、施設整備の対価、施設の維持管理業務の対価、給食業務の対価、そのほか、公租公課・保険料等などに区分して支払われております。

今回の変更議案は、ただいまごらんいただきました表の網掛け部分、「サービス料3」の維持管理業務費、「サービス料4」の給食業務費及び「サービス料7」の情報システム維持管理業務費に関して、消費税率の変更に伴い金額の変更を行うものでございます。

資料左側下段の、右側のほうをごらんください。今回の改定においては、消費税率改定により今年度第3四半期以降の、サービス料3の維持管理業務費で約512万円、給食業務費で約580万円、情報システム維持管理業務費で約28万円の増となり、資料右側の2の(1)にございますとおり、合計で約1,120万円の増となるものでございます。

これにより、(2)にございますとおり、平成18年から令和5年までの事業期間中の消費税分を含む契約総額を、現行の「64億6,142万8,985円」から「64億7,263万4,318円」に変更するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、ただいまの件につきまして、御質問等はございますでしょうか。

【岩切委員】

確認なんですけど、8%から10%への消費税率の引き上げ分のみということで、ほかの変更は全くないということでしょうか。

【新田教育環境環境整備推進室担当課長】

そのとおりでございます。

【高橋委員】

消費税の増税が万が一というか、仮に延期になった場合は、またこの契約内容というのは、8%に戻した分でもう一度契約変更みたいなのが発生すると思ってよろしいですか。

【新田教育環境環境整備推進室担当課長】

はい。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはよろしいですか。

それでは、議案第8号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第8号は原案のとおり可決いたします。

議案第9号 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約変更について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第9号 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約変更について」、同様に説明をお願いいたします。

【新田教育環境整備推進室担当課長】

「議案第9号 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」、御説明申し上げます。

添付の別添資料左側の1をごらんください。本事業契約につきましては、先ほどの黒川地区小中学校新設事業と同様に、PFI事業手法を用いて、市立小学校及び聾学校の計90校の全普通教室への空気調和設備等の整備と、平成21年8月から平成34年3月までの12年7カ月間の維持管理を一体とした事業でございます。

今回お諮りいたします契約の変更は、資料左側の下段の表にございますとおり、網掛け部分、維持管理業務相当額に関するものでございます。

表の右側にございますように、消費税率の引き上げに伴い、令和元年度の下半期以降の維持管理費相当額の部分について、約339万円の金額の増額を行うものでございます。

これによりまして、資料右側の2ページ、2(1)のとおり、現行の契約金額「50億3,149万3,800円」に維持管理費相当額の消費税率改定分「339万3,380円」の増額を行い、「50億3,488万7,180円」に契約金額の変更をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第9号は原案のとおり可決いたします。

議案第10号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第11号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第12号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

【小田嶋教育長】

続きまして、「議案第10号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第11号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第12号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の議案3件につきましては、いずれも学校給食センターの整備等事業の契約の変更についての議案となりますので、議案3件を一括して審査したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案3件を一括して審査いたします。

議案第10号、議案第11号及び議案第12号の議案3件の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【若尾健康給食推進室担当課長】

それでは、私から説明させていただきます。

それでは、学校給食センター整備等事業の契約変更について御説明いたします。本件は、令和元年第3回市議会定例会に議案として上程するものでございます。議案第10号は南部学校給食センター、議案第11号は中部学校給食センター、議案第12号は北部学校給食センターでございますが、契約金額以外の部分は全て同一になりますので、お手元のA3版の資料、こちらになりますけれども、「(仮称) 川崎市南部・中部・北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、これで一括して御説明させていただきます。

はじめに、「1 サービス購入料の仕組み」でございます。本事業はPFI事業手法を用いて、

施設の設計・施工から完成後の維持管理・運營業務等を含め実施しておりますが、業務ごとのサービス購入料の構成は設計建設業務のうち、一括払いのサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入料C、維持管理・運營業務のうち、固定料金のサービス購入料D、変動料金サービス購入料Eで構成されております。

次に、「2 変更の理由」でございますが、消費税法、地方税法の一部を改正する法律が、令和元年10月1日から施行されることに伴いまして、令和元年度下半期以降の維持管理・運營業務に係るサービス購入料D及びEの消費税率の改定を行うことにより、契約金額を変更するものでございます。

次に、「3 改定後の各サービス購入料及び契約金額」でございます(1)南部学校給食センターをごらんください。先ほど御説明した各サービス購入料の改定額は表のとおりでございます。消費税率の改定を行うことにより、現在の契約金額「152億5,114万2,770円」を「154億656万7,404円」に変更いたしまして、税込みで1億5,542万4,634円の増額を行うものでございます。

次に、(2)中部学校給食センターをごらんください。消費税率の改定を行うことにより、現在の契約金額「110億7,800万2,820円」を「111億9,710万4,792円」に変更いたしまして、税込みで1億1,910万1,972円の増額を行うものでございます。

次に、(3)北部学校給食センターをごらんください。消費税率の改定を行うことにより、現行の契約金額「79億9,209万5,053円」を「80億7,198万6,329円」に変更いたしまして、税込みで7,989万1,276円の増額を行うものでございます。

なお、議会に提出する議案書につきましても配付させていただいておりますので、後ほど確認をお願いします。

議案第10号、11号、12号の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、ただいまの議案第10号、11号、12号について、御質問等はございますでしょうか。

【中村委員】

こちらに関しても、消費税にかかわることですので、別に反対ではないんですけども、タイトルがいつまで仮称になっているのでしょうか。もう動いているわけですよね。

【若尾健康給食推進室担当課長】

これ、契約時が仮称なので、それに基づいてずっとこのままということになっております。

【小田嶋教育長】

そういうカテゴリの取扱いになっておりますので。

ほかの案件についても皆、契約当時の名称をそのままということで。

【石井教育次長】

冒頭の黒川地区のはるひ野小学校も。

【小田嶋教育長】

「はるひ野」と使っていないんです。

【石井教育次長】

黒川地区小中学校がそのままとなっています。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

実際にこれ、消費税が上げられるDとEに相当する、教育センターの維持管理・運營業務というのは、具体的にもうちょっと、どんなことのために支払われている内容か教えていただけますか。

【若尾健康給食推進室担当課長】

サービス購入料Dにつきましては、維持管理に伴う清掃ですとか、警備業務などは固定で変わらない料金になりますので、そういったところ。

一方、変動料金については、提供する食数が日によったり月によって変動しますので、そちらが変動料金という構成になっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

表の見方が全然わからないので、資料の表の見方を教えてください。サービス購入料の構成のところ、DとEは「改定有」と書いてあるんですけど、下の表を見ると改定額が「0円」と書いてあって、上で「改定有」とあっても下で改定額「0円」とあるので、どれを見ていいのかがよくわからないんですけど。

これってあれですね、税金の部分だけが変わってなっているものなので。

【若尾健康給食推進室担当課長】

税金に伴うものなので、上のほうは税金にかかわらない。

【高橋委員】

サービス購入料自体は変わってなくて、DとEに係る消費税の値上がり分の合計が、この消

費税及び地方消費税相当額の改定額のところになるということですね。

【若尾健康給食推進室担当課長】

そういうことですね。

【高橋委員】

だから、とにかくこの、DとEを足したものに0.02掛けた額がこの増額分になるということですね。

【若尾健康給食推進室担当課長】

増額分に該当します。

【高橋委員】

全ての表で、DとEの部分の消費税アップ部分が改定額というか増額分ですよということですよ。

【若尾健康給食推進室担当課長】

増額分の金額に一致すると。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

ないようでしたら、採決に入りたいと思います。

採決は一つずつやっていきますので、まず議案第10号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第10号は原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第11号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第11号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第12号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第12号は原案のとおり可決いたします。

ここで、少し休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、3時再開ということで、しばらく休憩いたします。

(14時47分 休憩)

(15時00分 再開)

議案第13号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会の委嘱等について

猫橋指導課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第13号は原案のとおり可決された。

議案第14号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

大島生涯学習推進課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第14号は原案のとおり可決された。

議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、議案第15号をお開きいただければと存じます。

「議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、資料1をごらんください。下段の参考にございますとおり、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。

資料1につきましては、当該規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書となっております。

次に、1枚おめくりいただき資料2をごらんください。こちらは、令和元年第3回市議会定例会に提出を予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る案件である補正予算の議案書案でございます。来月10日から始まります市議会定例会で審議が行われるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお開き願います。初めに、第1表、歳入歳出予算補正でございますが、内容につきましては、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により御説明いたしますので、8ページをお開き願います。

まず、歳入につきまして、上段の17款2項 国庫補助金でございますが、11目 教育費国庫補助金につきましては、既定額21億6,882万3,000円から7億3,289万2,000円を減額し、補正後の額を14億3,593万1,000円とするものでございます。

次に、下段にまいりまして24款1項 市債でございますが、12目 教育債は、既定額158億6,800万円から37億3,100万円を減額し、補正後の額を121億3,700万円とするものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。歳出についてでございます。下段の13款 教育費でございますが、既定額1,101億1,793万3,000円から44億7,444万7,000円を減額し、総額を1,056億4,348万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、まず、6項4目 教育文化会館・市民館費につきまして、右側のページに記載のとおり、施設整備費におきまして、労働会館の特定天井対策についての調査を、(仮称)川崎市民館・労働会館の基本計画の策定の中で、追加で行う必要があります、事業の完了が来年度になりますことから、複数年度での契約を行うことができるようにするものでございます。このため、今年度の予算額を減額し、来年度まで執行を行うために、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、特定天井対策につきましては、経済労働費に計上をしているものでございます。

次に、6項6目 博物館費につきまして、右側のページに記載のとおり、日本民家園施設整備事業費におきまして、耐震補強及び修理工事の中で、追加対策を行う必要が生じたため、今年度の予算額を増額するものでございます。

次に、8項1目 義務教育施設整備費につきまして、右側のページに記載のとおり、教育環境整備事業費及び学校施設長期保全計画推進事業費におきまして、国庫補助金の認承増がありましたことから、今年度当初予算に計上していたこれらの事業を、平成30年度補正予算において前倒し計上を行いましたが、教育費関係につきましては、国庫補助金の内定が当時なかったことから、当初予算からの減額補正を行わなかったものでございます。今般、国庫補助金の額が確定いたしましたので、所要の額につきまして、今年度の予算額を減額するものでございます。

続きまして、申しわけございませんが、6ページにお戻りいただきたいと存じます。第2表 債務負担行為補正でございますが、教育費関係の内容といたしましては、追加の3段目、(仮称)川崎市民館・労働会館基本計画策定事業費につきまして、先ほど御説明いたしました、労働会館

の特定天井対策について調査を行う必要がありますことから、期間を令和2年度、限度額を3,632万6,000円として、債務負担行為を設定するものでございます。

中段にまいりまして、第3表 地方債補正につきましては、義務教育施設整備事業の限度額を37億4,800万円減額し、103億5,900万円とするもの、社会教育施設整備事業の限度額を1,700万円増額し、3億5,300万円とするものでございます。

以上の補正予算につきまして、委員会事務局といたしましては、異議はないものと考えております。

議案第15号の御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。質問等ございますでしょうか。

【岩切委員】

頭の整理のためにもう一度確認をさせていただきたいんですけども、10ページ目のところがございます。13款8項1目の義務教育施設整備費、ここ、国からの補助金があった分を減額するという御説明ですよね。

特定財源のところ、国庫支出金とあるんですけど、これは去年もう、渡された分と考えていいですか。

【大島庶務課経理係長】

昨年度末に補正予算という形で、国庫補助金がいただけそうだという事です。

【岩切委員】

いついただけそうということですか。

【大島庶務課経理係長】

実際にいただけるのは今年度に入ってから。

【岩切委員】

今年度という意味ですね。

【大島庶務課経理係長】

ですので、昨年度の補正予算で計上しましたが、繰り越しを併せて計上しておりましたので、実際の事業の執行は同じく今年度にはなるんですけども、昨年度の補正予算にも計上いたしまして、まだ額が確定をしっかりとしていなかったもので、今年度の予算から本来先に落とすべきではあったものの、まだ落としておりませんでしたものですから、このたび確定いたしましたので、この額を減額させていただきますという内容になってございます。

【岩切委員】

ということは、国庫支出金は今年度分としていただける分ということですね。

【大島庶務課経理係長】

そういうことでございます。

【岩切委員】

はい、わかりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

では、議案第15号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第15号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(15時18分 閉会)